

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市須金和紙センター使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市須金和紙センター条例第6条
基準規定	周南市須金和紙センター条例第6条
処分基準	周南市須金和紙センター条例第6条 （許可の取消し等）第6条 市長は、第4条により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が必要な指示に従わないときは、許可を取り消し、又は使用を停止することができる。
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市回天記念館入館料徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市回天記念館条例第2条
基準規定	周南市回天記念館条例第2条;別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市郷土美術資料館使用料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市郷土美術資料館条例第11条
基準規定	周南市郷土美術資料館条例第11条;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市郷土美術資料館観覧料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市郷土美術資料館条例第8条
基準規定	周南市郷土美術資料館条例第8条;別表第1
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市美術博物館使用料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市美術博物館条例第12条
基準規定	周南市美術博物館条例第12条;別表第3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市美術博物館特別観覧料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市美術博物館条例第9条
基準規定	周南市美術博物館条例第9条;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市美術博物館観覧料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市美術博物館条例第8条
基準規定	周南市美術博物館条例第8条;別表第1
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市文化会館附属設備等使用料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市文化会館条例第9条
基準規定	周南市文化会館条例施行規則第9条;別表
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市文化会館使用料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市文化会館条例第9条
基準規定	周南市文化会館条例第9条;別表第1～第4
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	周南市文化会館使用許可・附属設備等使用許可の取消し
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市文化会館条例第14条
基準規定	周南市文化会館条例第14条
処分基準	<p>周南市文化会館条例第14条 （使用許可の取消し等）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は、その許可を取り消し、若しくは使用を一時停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても市は、賠償の責めに任じない。</p> <p>（1） 許可条件に違反したとき。</p> <p>（2） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>（3） 許可を受けた後使用者の責めに帰すべき事由により第8条第2項の事情が生じたとき。</p> <p>（4） 前3号に掲げるほか、文化会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	利用の禁止又は制限
処分権者	市長
根拠規定	周南市鶴いこいの里条例第13条
基準規定	周南市鶴いこいの里条例第13条
処分基準	<p>周南市鶴いこいの里条例第13条 （利用の禁止又は制限）</p> <p>第13条 市長は、運動広場等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は運動広場等に関する工事のためやむを得ないと認める場合において、運動広場等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて運動広場等の利用を禁止し、又は制限することができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	文化振興課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市鶴いこいの里条例第17条
基準規定	周南市鶴いこいの里条例第17条;別表第1～別表第6
処分基準	上記の条例の規定において、判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第4号